

環境省組織令の一部を改正する政令（抄） 参照条文

目 次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	1

◎国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
  - 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
  - 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
  - 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
  - 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
  - 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
  - 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

◎環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（自然環境局の所掌事務）

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 自然環境の保護及び整備に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 南極地域の環境の保護に関すること。
- 四 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。
- 五 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。
- 六 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。第三十八条第七号及び第三十九条第五号において同じ。）の整備に関すること。
- 七 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。
- 八 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。

- 九 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事。
- 十 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関する事。
- 十一 環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全に関する基準等の策定及び規制等に関する事。
- 十二 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関する事（自然環境の保護及び整備のために行うものに限る。）。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関する事並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関する事。

（自然環境局に置く課）

第三十七条 自然環境局に、次の四課を置く。

総務課

自然環境計画課

国立公園課

野生生物課

（総務課の所掌事務）

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 二 自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事（地球環境局及び自然環境計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 自然環境の保護及び整備に関する関係行政機関の事務の調整に関する事（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関する事。
- 五 温泉の保護及び整備に関する事。
- 六 自然公園及び温泉に関する事業の振興に関する事。
- 七 自然公園並びに景勝地、休養地及び公園に係る観光及び休養に関する調査に関する事。
- 八 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関する事。
- 九 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事（野生生物課の所掌に属するもの）。

を除く。)

十 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関する事。

十一 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関する事。

十二 前各号に掲げるもののほか、自然環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査(自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)に規定する基礎調査をいう)に関する事。

二 自然環境保全基本方針(自然環境保全法に規定する自然環境保全基本方針をいう)に関する事。

三 南極地域の環境の保護に関する事。

四 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)

五 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)

六 生物の多様性の確保に関する事(野生生物課の所掌に属するものを除く。)

七 環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全に関する基準等の策定及び規制等に関する事。

八 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関する事(自然環境の保護及び整備のために行うものに限る。)

九 前二号に掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関する事(野生生物課の所掌に属するものを除く。)

(国立公園課の所掌事務)

第四十条 国立公園課は、国立公園の保護及び整備に関する事務(総務課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。